

公益社団法人千葉県サッカー協会 定款細則

第1章 役員

(役員等候補者推薦委員会)

- 第1条 定款第22条第1項により選任される理事及び監事（以下「役員等」という）については、理事会において役員等候補者推薦委員会を設置し、その候補者は役員等を選任する通常総会に推薦するものとする。
- 2 役員等候補者推薦委員会は、役員等の選任が行われた通常総会及び定款第22条の選定をした理事会が終了した時をもって解散する。

(役員等候補者推薦委員)

第2条 役員等候補者推薦委員会は次の役員等候補者推薦委員をもって構成する。

- (1) 理事のうち5名
- (2) 社員（正会員）のうち4名
 - 2 役員等候補者推薦委員会の委員長は互選とする。委員長が事故ある時、または欠けた時は、委員長があらかじめ指定した順序により委員のなかから選任する。
 - 3 会議の議長は委員長とする。
 - 4 本条第1項第1号の委員は、役員等の選任を行うべき年の2月に開催される理事会において、第2号の委員は、同じく3月に開催される臨時総会において選出するものとする。
 - 5 前項における委員の選出にあたっては、それぞれ1名の補欠を予め選出し、委員に事故ある時は補欠として選出されたものがその任務を行う。

(役員の定年)

- 第3条 役員はその就任時に会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。
- 2 代表理事は、後任者が選任されるまで、上記規程の対象としないものとする。

第2章 委員会

(種別委員会)

第4条 本協会は、サッカーの普及発展を図り、加盟チームの参加する競技会を円滑に運営するため、定款第35条第1項第1号に基づき、次の種別委員会を置く。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) フットサル委員会

- 2 種別委員会の運営に必要な規則は、それぞれ別に定め、理事会で承認する。
- 3 種別委員会の所管事項は、各種別競技会の運営全般に関することとする。

(各種連盟)

第5条 本協会は、サッカーの普及発展を図るため、種別委員会に次の各種の連盟を所属させることができる。

(1) 第1種委員会に所属する連盟

- ①千葉県社会人サッカー連盟
- ②千葉県自治体職員サッカー連盟
- ③千葉県大学サッカー連盟
- ④千葉県専門学校サッカー連盟

(2) 第2種委員会に所属する連盟

- ①千葉県高等学校体育連盟サッカー専門部
- ②千葉県クラブユース(U-18)サッカー連盟

(3) 第3種委員会に所属する連盟

- ①千葉県中学校体育連盟サッカー専門部
- ②千葉県クラブユース(U-15)サッカー連盟

(4) 女子委員会に所属する連盟

- ①千葉県高等学校体育連盟サッカー専門部女子部

(5) フットサル委員会に所属する連盟

- ①千葉県フットサル連盟

2 各連盟は、運営のための規則につき、理事会の承認を受けなければならない。

(専門委員会)

第6条 本協会の事業の円滑な遂行及びサッカーの普及発展のため、定款第35条第1項第2号に基づき、次の専門委員会を設置する。

- (1) 審判委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 規律・フェアプレー委員会
- (4) マッチコミッショナー委員会
- (5) 医学委員会
- (6) キッズ委員会

2 専門委員会の運営に必要な規則は、それぞれ別に定め、理事会で承認する。

- 3 各専門委員会の所管事項は別表1のとおりとし、各専門委員会は所管事項に関して理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- 4 二つ以上の専門委員会の所管事業に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議した上で、理事会に付議するものとする。

(委員会の組織)

第7条 各種別委員会及び専門委員会は、それぞれ委員長、副委員長若干名及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、加盟チームの代表者、指導者の他、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有するものの中から、当該委員会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員会において委員の互選により選定する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 5 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(招集、議長)

第8条 各委員会はそれぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- 2 各委員会の招集は、会日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

(委員長の権限)

第9条 各委員会の委員長は次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと。
 - (2) 緊急を要するため、委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- 2 委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(運営)

第10条 各委員会はその所管事項に関して予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

- 2 各委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
- 3 各委員会に有給専門職を置くことができる。有給専門職に関する事項は、理事会が定める。
- 4 各委員会は、その所管事項に関して、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第3章 登録

(加盟チーム登録)

第11条 定款第37条により登録されるチームの種別は、公益財団法人日本サッカー協会（以下JFAという）加盟チーム規則定められたサッカー6種類とフットサル4種類の10種類とする。

(1)サッカー

- ① 第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ② 第2種：18歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)
- ③ 第3種：15歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)
- ④ 第4種：12歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)
- ⑤ 女子：女子の選手により構成されるチーム
(ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする)
- ⑥ シニア：40歳以上の選手により構成されるチーム

(2)フットサル

- ① フットサル第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ② フットサル第2種：18歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)
- ③ フットサル第3種：15歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)
- ④ フットサル第4種：12歳未満の選手により構成されるチーム
(ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない)

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日（3月31日）現在の年齢とする。

3 加盟登録をしようとするチームは、JFA加盟チーム規則を遵守しなければならない。

(選手登録)

第12条 加盟チームは、本協会を通じ、JFAサッカー選手の登録と移籍等に関する規則及びJFAフットサル選手の登録と移籍等に関する規則の定めるところにより、選手登録を行わなければならない。

2 加盟チームは、所属選手が本協会の代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該メンバーを参加させる義務を負う。但し、傷害または疾病等やむを得ない場合は、その理由について文書をもって本協会に提出し、理事会の承諾を得なければならない。

(審判登録)

第13条 審判員及び審判指導者審判として登録しようとするものは、本協会を通じ、JFA 審判員及び審判指導者等に関する規則に定める登録を行わなければならない。

(指導者登録)

第14条 指導者として登録しようとするものは、本協会を通じ、JFA 指導者に関する規則に定める登録を行わなければならない。

(改正)

第15条 本細則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第3条に規定する役員の定年に関する定めは、2018年に開催する通常総会において選任される役員からこれを施行する。

2016年2月26日改正

2019年3月1日改正

2020年3月2日改正

別表1

(専門委員会)

<p>(1)審判委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) 審判技術の解釈、適用2) 審判員の育成に関する事3) 審判員の派遣に関する事4) 審判員の賞罰に関する事5) 審判インストラクターに関する事
<p>(2)技術委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) 県サッカー協会を代表するチーム及び選手の強化に関する事2) 選手の育成に関する事3) 指導者の養成に関する事4) サッカーの普及・研究に関する事
<p>(3)規律・フェアプレー委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) すべての違反行為に対する調査と処罰案の決定2) フェアプレーに関する事
<p>(4)マッチコミッショナー委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) マッチコミッショナーの派遣に関する事2) マッチコミッショナーの育成・研修に関する事3) マッチコミッショナーの推薦に関する事
<p>(5)医学委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) すべての医事、生理機能および健康に関する問題2) 指導者に対し、サッカー競技者の体力調整、軽症の応急手当その他を指導すること3) 衛生学（ドーピング）に関する事4) 本協会主催の試合および大会における医事サービスに関する事5) 競技力向上に関する科学的調査研究に関する事6) サッカーにおける施設、用具に関する科学的調査研究に関する事
<p>(6)キッズ委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1) 小学生および就学前の児童へのサッカーの普及に関する事